

関島社会保険労務士事務所便り

2018 年
10月号

関島社会保険労務士事務所
（墨田葛飾地区中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康 郎
〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話：03 - 3609 - 7668
HP：http://www.srseki.info



東京の最低賃金10月1日から 985円

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

◆通勤手当・皆勤手当・住宅手当は除く

最低賃金には通勤手当・皆勤手当・住宅手当は含まれません。当然ながら時間外手当や休日手当、深夜手当等の割増賃金も含

みません。

◆最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1 箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制・請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

平成 30 年 10 月 1 日からの最低賃金

	最低賃金	現行	引上げ額
東京	985	(958)	27 円
埼玉	898	(871)	27 円
千葉	895	(868)	27 円
神奈川	983	(956)	27 円

提出しないと年金が減る！「扶養控除申告書」

◆昨年は大混乱、

年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上の年金受給者に、10月上旬までに、「扶養親族等申告書」という書類届きます。昨年から、従来のハガキから、A4用紙裏表記入サイズに変更された上に、記入が難しくなり、大混乱しました。

◆扶養親族がない人も返送が必要

この書類は、翌年1年間の源泉徴収税額を決めるために必要なものです。扶養親族がない人も提出しないと源泉徴収税額が跳ね上がってしまいます。

◆「変更なし」欄が新たに

今回は記入項目を簡略し、前年と変更がない場合は「変更なし」の欄に丸をつけ、署名、押印すればよいとのこと。

◆マイナンバー記入について

昨年、マイナンバーの記入が必須になっており、申告書を返信しなかった人が続出しました。

今年は、本人については、基礎年金番号かマイナンバーかどちらかを記入すればよいようになっています。また、マイナンバーの記入は次の注意書きがあります。

- ① マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。
- ② マイナンバーの記入がない場合でも、記入がないことをもって申告書を受理しないことはありません。
- ③ マイナンバーを記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

◆本人・配偶者・扶養親族の所得とは

ここでいう本人や扶養親族の年間見込み所得とは、額面の収入ではなく、収入に

見合った控除額を差し引いた額です。パート収入であれば給与所得控除(最低65万円)、年金であれば公的年金等控除(年齢に応じて最低65歳未満70万円、65歳以上120万円)を差し引いた額を記入します。

◆普通障害・特別障害とは、

普通障害者とは、一般に障害者手帳の等級が3級から6級の人、特別障害者とは1級、2級の人です。該当する場合は、摘要欄に障害者手帳の級と交付年月日を記入します。別居の人がある場合も、摘要欄に住所を記入します。

◆老人とは70歳以上

70歳になっている人、翌年中に70歳になる人は老人に該当します。最後に、印鑑を忘れずに押しましょう。

◆提出しないと、税金が増え年金が減る！

扶養親族等申告書を提出した場合と、しなかった場合では、税金の計算式が異なります。

例えば、年金月額が16万円、社会保険料が月額2万円、控除対象配偶者あり、65歳未満という条件で試算してみると、提出した場合は、税額が5.105%で計算され、提出しない場合は10.21%で計算されるため、1万720円も多く取られ、年金はその分少なくなります。

◆提出すれば確定申告は必要ないの？

寄付金控除や医療控除等を受けたい場合には、確定申告をしないと還付を受けられません。支払うべき税金は確定申告を経てはじめて確定されます。

従業員が望む福利厚生制度は？

労働政策研究・研修機構（JILPT）から、「企業における福利厚生施策の実態に関する調査」の結果が7月24日に公表されています。その主な内容は、以下のとおりです。

◆福利厚生制度・施策の目的

福利厚生制度・施策の目的としては、「従業員の仕事に対する意欲の向上」（60.1%）が最も高く、「従業員の定着」（58.8%）、「人材の確保」（52.6%）と続いています（複数回答）。

◆従業員が必要性高いと思う施策は

従業員が、勤務先での制度・施策のある・なしに関わらず、自分にとって「特に必要性が高いと思うもの」（複

数回答）については、次の制度・施策があがりました。

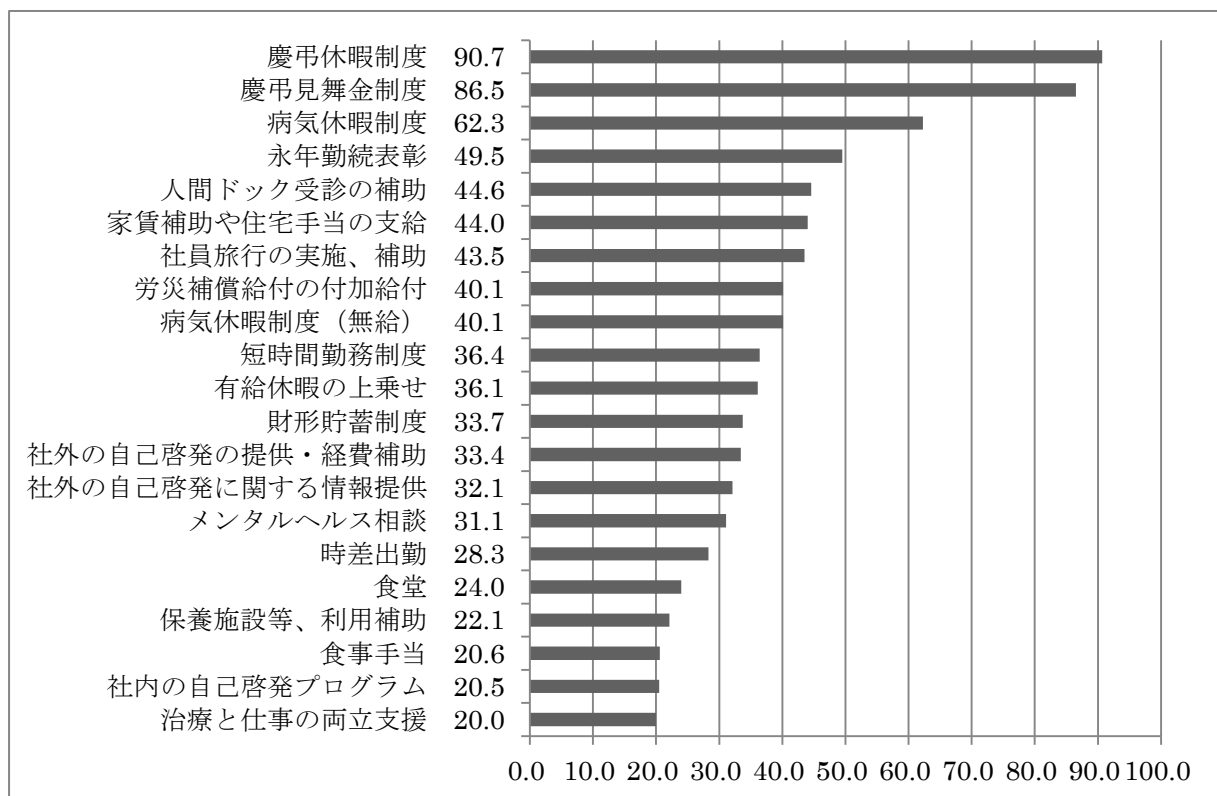
「人間ドック受診の補助」（21.8%）、「慶弔休暇制度」（20.0%）、「家賃補助や住宅手当の支給」（18.7%）、「病気休暇制度」（18.5%）、「リフレッシュ休暇制度」（16.1%）、「有給休暇の日数の上乗せ（GW、夏期特別休暇など）」

（15.2%）など、主に健康管理や休暇制度に関するものが多くありました。

その他、10%以上の回答があった項目は、「治療と仕事の両立支援策」

（14.8%）、「法定を上回る育児休業・短時間制度」（13%）、など「両立支援」「労働時間」に関連するものが多くあがっています。

福利厚生施設が「ある」企業割合



（全国10人以上規模の民間企業1万2千社とそこで働く従業員約5万4千人対象調査）

●最高裁 自賠責 労災でも被害者へ全額

労災保険の給付を受けられる交通事故被害者が、労災給付で賄いきれない損害を受けた場合に自賠責保険の保険金をどれだけ受け取れるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁は、「被害者保護の観点から被害者は保険金全額の支払いを受けられるべき」とし、保険会社は従来の運用より被害者への保険金を増やさなければならぬと判断した。保険会社は今後、運用の見直しを迫られる。(9月28日)

●高齢者の就業者数 807 万人 過去最高に

総務省が 65 歳以上の日本の高齢者の推計人口を発表し、65 歳以上と定義される高齢者人口が前年比 44 万人増の 3,557 万人となり、総人口に占める割合が 28.1%と過去最高を更新したことがわかった。また、労働力調査によると、2017 年の高齢者の就業者数も前年比 37 万人増の 807 万と過去最高となった。(9月18日)

●厚生年金の適用拡大へ議論開始

厚生労働省の社会保障審議会は 14 日、短時間労働者の厚生年金の適用範囲拡大について議論を開始した。2016 年 10 月から、501 人以上の従業員がいる事業所で、週の労働時間 20 時間以上、賃金月 8 万 8 千円以上などの要件を満たす人が新たに適用対象となったが、より小規模の事業所への適用や賃金要件の引下げなどを検討するとしている。2020 年にも改正法案を提出する方針。(9月15日)

●従業員の 7 割が客から迷惑行為

流通業やサービス業などの労働組合でつくる UAゼンセンの調査で、飲食やレジャー施設などで働く従業員の約 74%が、客から暴言や暴力などの迷惑行為を受けていたことが判明した。迷惑行為に対する対応については、36%が「謝り続けた」と回答している。このような状況を受け、UAゼンセンは、8月に迷惑行為対策の法整備を求める要請書を厚生労働省に提出した。(9月14日)

●労災保険 休業補償 1.1 万人に支給遅れ

厚生労働省は 7 日、労災保険の給付事務のミスにより、全国の請求者約 1 万 1,000 人に支払うべき計 28 億円弱の休業補償の支給が遅れると発表した。職員によるシステム誤操作が原因で、10 日までの支給ができなくなったとしている。(9月8日)

●日本年金事務処理ミス 2017 年度は 3,786 件

日本年金機構は、2017 年度の入力漏れや入力ミスなど事務処理ミス件数が 3,786 件あったと公表した。このうち、年金額や保険料徴収額など金銭的な影響があったミスは 2,818 件で、影響総額は約 48 億 7 千万円だった。1 件のミスが複数人に影響した事案もあり、影響を受けた人数は件数よりも多い。(9月8日)

●「70 歳雇用」実現に向け政府方針

政府は、原則 70 歳まで働き続けることができるよう、環境整備を始める。高齢者雇用に積極的な企業への補助金の拡充、高齢者が働くインセンティブを高めるために評価・報酬体系の官民での見直しを行うとともに、高年齢者雇用安定法を改正し継続雇用年齢を徐々に 70 歳にまで引き上げる方針。今秋から本格的な検討に入る。(9月6日)

●留学生の就職可能業種緩和へ検討

法務省は、外国人留学生らが日本で就職しやすくなるよう、在留資格を得られる職種を広げる方針を固めた。「特定活動」の対象を拡大し、レストランでの接客業務やアニメーターのアシスタント等の仕事に就くことを可能とする。同省の告示を改正し、来年 4 月の運用開始を目指す。(9月6日)

